

多久市企業立地奨励条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第 1 7 号

多久市企業立地奨励条例施行規則

多久市企業立地奨励条例施行規則（昭和 5 3 年多久市規則第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、多久市企業立地奨励条例（令和 8 年多久市条例第 7 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 常用従業者 新設又は増設される事業所等の常用労働者（当該事業所等の運營業務の委託を受けた者が雇用する常用労働者を含む。）をいう。

（2） 地元常用従業者 前号に規定する者のうち、市内に住所を有する者をいう。

（対象事業）

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する事業は、次に掲げるものとする。

（1） 農業、林業

（2） 製造業

- (3) 情報通信業
 - (4) 運輸業、郵便業
 - (5) 卸売業、小売業
 - (6) 宿泊業、飲食サービス業
 - (7) その他市長が特に認める事業
- (課税免除対象者の要件)

第4条 条例第2条第5号の規則で定める要件は、次の表の事業区分に応じたものとする。

事業区分	設置区分	要件
農業、林業、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、その他市長が特に認める事業	新設	投下固定資産に係る投資額が5,000万円以上であり、かつ、地元常用従業者が3人以上又は常用従業者が10人以上であること。
	増設	投下固定資産に係る投資額が1億円以上であり、かつ、常用従業者が15人以上であること。
情報通信業	新設又は増設	常用従業者が2人以上であること。

(特例対象者の要件)

第5条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、次の表の事業区分に応じたものとする。

事業区分	設置区分	要件
農業、林業、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、その他市長が特に認める事業	新設	投下固定資産に係る投資額が3億円以上であり、かつ、地元常用従業者が5人以上又は常用従業者が15人以上であること。
	増設	投下固定資産に係る投資額が3億円以上であり、かつ、常用従業者が30

		人以上であること。
情報通信業	新設又は 増設	地元常用従業者が3人以上であること。

(奨励措置適用事業所等の指定申請)

第6条 条例第5条第1項の規定による申請書は、奨励措置適用事業所等指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(指定書の交付)

第7条 市長は、条例第5条第2項の規定により奨励措置適用事業所等の指定をしたときは、奨励措置適用事業所等指定書(様式第2号)により通知しなければならない。

(操業支援補助金)

第8条 条例第9条に規定する操業支援補助金の名称、交付基準及び交付額は、次の表に定めるとおりとする。

名称	交付基準及び交付額
緑地等整備補助金	工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号)第3条及び第4条に基づく緑地及び緑地以外の環境施設の整備の初期投資時に要する費用(他の制度による緑地等整備に関する補助金を受けた場合は、その交付額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
上水道給水装置新設等補助金	佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例(令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第7号。以下「給水条例」という。)に基づき給水装置の新設又は改造工事を行う場合、その給水装置工事費及び加入金の合計額に2分の1を乗じ

	て得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
下水道排水設備新設等補助金	多久市下水道条例（平成16年多久市条例第19号）に基づき排水設備の新設、増設又は改築工事を行う場合、その排水設備工事費及び受益者負担金の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
浄化槽設置等補助金	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更に係る工事費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、多久市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成8年多久市訓令第2号）により、補助金の交付を受けた者は除く。
機械設備等移転補助金	地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げる機械及び装置の分解、梱包、輸送、設置、組立、調整、それに伴う付属設備その他操業を開始するために必要な費用に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
埋蔵文化財発掘調査費補助金	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条に基づく埋蔵文化財発掘調査を行う場合、その調査に要する費用に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
用地造成費補助金	用地の造成に係る工事費（道路、排水路、調整池及び擁壁に係る工事費を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(奨励措置の申請手続)

第9条 条例第12条の規定による申請書は、固定資産税の課税免除等を受けようとする者（以下「課税免除等申請者」という。）にあつては、固定資産税課税免除等申請書（様式第3号）により、雇用奨励金、用地取得奨励金及び操業支援補助金（以下「奨励金等」という。）の交付を受けようとする者（以下「奨励金等申請者」という。）にあつては、奨励金等交付申請書（様式第3号の2）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、申請書の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(奨励措置の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容が適当と認めるときは、奨励措置の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、課税免除等申請者にあつては、固定資産税課税免除等決定通知書（様式第4号）により、奨励金等申請者にあつては、奨励金等交付決定通知書（様式第4号の2）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(変更等の届出手続)

第11条 条例第13条に規定する届出は、次の各号に掲げる様式によるものとする。

(1) 事業内容変更届（様式第5号）

(2) 事業廃（休）止届（様式第6号）

(指定承継届)

第12条 条例第14条に規定する届出は、指定承継届（様式第7号）によるものとする。

(実績報告)

第13条 奨励金等申請者は、奨励金等に係る事業が完了したときは、奨励金等事業実績報告書（様式第8号）に事業の成果を記載した関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（奨励金等の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る事業の成果が奨励金等の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき奨励金等の額を確定し、奨励金等確定通知書（様式第9号）により当該奨励金等申請者に通知するものとする。

（奨励金等の交付）

第15条 市長は、前条の規定により確定した奨励金等の額を当該奨励金等に係る事業の完了後に交付するものとする。

（交付請求）

第16条 奨励金等申請者は、前条の規定により奨励金等の交付を受けようとするときは、奨励金等交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（奨励措置の再度の適用）

第17条 条例第15条第1項第2号の規定により奨励措置を停止された者が、当該奨励措置に係る事業を再開したときは、再開した日から10日以内に事業再開届（様式第11号）を市長に提出し、奨励措置の再度の適用を申し出ることができる。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該事業を再開した日から、残存する奨励措置を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例施行規則の廃止）

2 多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例施行規則（平成17年多久市規則第23号）は、廃止する。

（経過措置）

3 条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる奨励措置については、この規則による改正後の多久市企業立地奨励条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

奨励措置適用事業所等指定申請書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

（注）法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印。

多久市企業立地奨励条例第5条第2項の規定による指定を受けたいので、同条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第7条関係）

奨励措置適用事業所等指定書

多 第 号
年 月 日

様

多久市長

年 月 日付けで提出のあった奨励措置適用事業所等指定申請書について、
多久市企業立地奨励条例第5条第2項の規定に基づき指定をいたしましたので、指定書を交付
します。

様式第3号（第9条関係）

固定資産税課税免除等申請書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

（注）法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印。

多久市企業立地奨励条例第6条の規定による固定資産税の課税免除等の適用を受けたいので、同条例第12条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

様式第3号の2（第9条関係）

奨励金等交付申請書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

（注）法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印。

多久市企業立地奨励条例第 条の規定による 奨励（補助）金の交付を受けたいので、同条例第12条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 奨励（補助）金名
- 2 交付申請額 金 円

様式第4号（第10条関係）

固定資産税課税免除等決定通知書

多 第 号
年 月 日

様

多久市長

年 月 日付をもって申請のあった固定資産税課税免除等について、多久市企業立地奨励条例施行規則第10条第1項の規定に基づき決定をしましたので、同条第2項の規定により通知します。

様式第4号の2（第10条関係）

奨励金等交付決定通知書

多 第 号
年 月 日

様

多久市長

年 月 日付をもって申請のあった 奨励（補助）金について、多久市企業立地奨励条例施行規則第10条第1項の規定に基づき次のとおり決定をしましたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 奨励（補助）金名
- 2 奨励金等交付決定金額 金 円

様式第5号（第11条関係）

事業内容変更届

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名
（団体の場合は、団体名及び代表者名）
電話番号
（注）法人の場合は、記名押印。法人以外で
も、本人（代表者）が自署しない場合
は、記名押印。

次のとおり事業内容を変更しましたので、多久市企業立地奨励条例第13条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 指定を受けた年月日及び文書番号
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更年月日

様式第6号（第11条関係）

事業廃（休）止届

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

（注）法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印。

次のとおり事業を廃（休）止しましたので、多久市企業立地奨励条例第13条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 指定を受けた年月日及び文書番号
- 2 事業所等の名及び所在地
- 3 事業種目
- 4 事業廃（休）止年月日
- 5 事業廃（休）した理由
- 6 事業休止の場合は、再開予定年月日

様式第7号（第12条関係）

指定承継届

年 月 日

多久市長 様

承継者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

（注）法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印。

次のとおり事業を承継しましたので、多久市企業立地奨励条例第14条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定を受けた年月日及び文書番号
- 2 承継前の事業所等名及び事業種目
- 3 承継後の事業所等名及び事業種目
- 4 承継の理由
- 5 承継年月日
- 6 承継事業所等の操業開始年月日

様式第8号（第13条関係）

奨励金等事業実績報告書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

（注）法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印。

年 月 日付多 第 号により奨励（補助）金の交付の決定を受けました 奨励金（補助金）について、多久市企業立地奨励条例施行規則第13条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- 1 奨励（補助）金名
- 2 奨励金等交付決定金額 金 円
- 3 実績を証する書類

様式第9号（第14条関係）

奨励金等確定通知書

多 第 号
年 月 日

様

多久市長

年 月 日付の奨励金等事業実績報告書により、 奨励（補助）金の額を次のとおり確定したので、多久市企業立地奨励条例施行規則第14条の規定により通知します。

- 1 奨励（補助）金名
- 2 奨励（補助）金確定額 金 円

様式第10号（第16条関係）

奨励金等交付請求書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
（団体の場合は、団体名及び代表者名）
電話番号

多久市企業立地奨励条例施行規則第16条の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 奨励（補助）金名
- 2 交付決定通知 年 月 日 多 第 号
- 3 請求金額 円
（内訳）交付決定金額 円
交付確定金額 円
交付済金額 円
今回請求金額 円
未交付金額 円
- 4 振込先
金融機関名
口座番号
口座名義人

様式第11号（第17条関係）

事業再開届

年 月 日

多久市長 様

申請者 住 所
氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

（注）法人の場合は、記名押印。法人以外でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印。

事業休止のため奨励措置の適用が停止されていましたが、次のとおり事業を再開しましたので、多久市企業立地奨励条例施行規則第17条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 指定を受けた年月日及び文書番号
- 2 事業所等の名及び所在地
- 3 事業種目
- 4 事業休止年月日
- 5 奨励措置を停止された年月日
- 6 事業再開年月日
- 7 事業再開の理由